



厚生労働省群馬労働局発表
平成27年10月1日

【照会先】

群馬労働局雇用均等室
室長 宮村 雅江
地方機会均等指導官 庭山 たくみ
電話 027-896-4739

「男女が働きやすい職場づくりセミナー」を開催します ～新法「女性活躍推進法」説明会～

急速な少子高齢化の進展、働き方の多様化等社会経済情勢の変化に対応していくためには、男女がともに個性と能力を十分に発揮できる職場環境を整備することが求められます。

中でも、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要になっていることに鑑み、平成27年8月28日に「女性活躍推進法」が成立したところです。

そこで、群馬労働局（局長 内田昭宏）では、女性活躍推進法の概要と、女性の就業継続を阻む要因でもあるセクシュアルハラスメント及びマタニティハラスメント防止のための法制度に関する説明を内容としたセミナーを開催します。

（併せて、雇用均等や仕事と家庭の両立に向けて、他の企業の模範となる企業の表彰も行います。）

企業の人事労務担当の方、働いている方だけではなく、女性の活躍推進に関心がある方はどなたでもご参加いただけます。

- 開催日時 平成27年10月19日（月）13:30～15:30
- 場 所 前橋マーキュリーホテル2階「紫宸の間」
(前橋市大友町3-24-1)
- 内 容
 - ・平成27年度「均等・両立推進企業表彰」表彰式
 - ・「女性活躍推進法」の概要について
 - ・職場のマタハラ、セクハラ防止に向けての法制度について

<添付資料>

資料No.1 「男女が働きやすい職場づくりセミナー」チラシ

資料No.2 「女性活躍推進法が成立しました！」チラシ

男女が働きやすい職場づくりセミナー

～新法「女性活躍推進法」説明会～

群馬労働局では、本年8月28日に成立した「女性活躍推進法」の説明を中心に、職場における女性の活躍が一層推進されるよう、本セミナーを開催します。

このセミナーでは、女性の活躍推進について他の模範となる取組を実施している企業の表彰の他、職場において未だにみられる「マタハラ」、「セクハラ」を防止するための関連法制度の説明も行います。

企業の人事労務担当の方、働いている方だけではなく、女性の活躍推進に関心がある方はどなたでもご参加いただけます。

開催内容

開催日時

平成27年10月19日（月）13:30～15:30

開催場所

前橋マーキュリーホテル 2階「^{ししん}紫宸の間」
（前橋市大友町3-24-1 電話 027-252-0111）

参加無料

内容

- ・平成27年度「均等・両立推進企業表彰」表彰式
- ・「女性活躍推進法」の概要について
- ・職場のマタハラ、セクハラ防止に向けての法制度について

- ◆定員 150名（10月15日（木）申込〆切。なお、定員になり次第、締め切らせていただきます）
- ◆申込方法 裏面の参加申込書に必要事項を明記の上、FAXにてお申し込みください。受講票等は発行しませんので、当日、会場までお越しください。

お申込みFAX番号 027-896-2227

- ◆主催 群馬労働局

【会場案内図】



- ◆問合せ先
群馬労働局雇用均等室
〒371-8567
前橋市大手町2-3-1
前橋地方合同庁舎8階
電話 (027) 896-4739
FAX (027) 896-2227
※9/24 上記に移転しました

群馬労働局雇用均等室 宛

本申込書に必要事項を記入の上、下記FAX番号へお申し込みください。
受講票等は発行しませんので、当日、会場までお越しください。

10/15 (木)
〆切

FAX番号：027-896-2227

※番号はお間違えのないようお願いいたします。

男女が働きやすい職場づくりセミナー 参加申込書 (平成27年10月19日)

◇申し込み日 平成27年 月 日

事業所名	
所在地	〒
参加者名 (所属部署名)	所属部署 ()
御連絡先	電話

※御記入いただきました個人情報は、本セミナーの目的以外に利用することはありません。

女性の職場における活躍を推進する

女性活躍推進法が成立しました！

※ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

【301人以上の労働者を雇用する事業主の皆様へ】

平成28年4月1日までに、**①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要**があります。

301人以上の労働者(※)を雇用する事業主の皆様は、以下のご準備をお願いします。

(※)労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。また、**300人以下の事業主の皆様は努力義務**となっています。

<ステップ1>

自社の女性の活躍状況を把握し(※1)、課題分析を行ってください(※2)

次の女性の活躍状況(①~④)については必ず把握し、課題分析を行ってください。

①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性比率

★ 女性の活躍状況の把握や課題分析のための支援ツールについては、年内に厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、ぜひご活用ください！

(※1) そのほか任意で把握することとする項目については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

(※2) 望ましい課題分析の手法についても、今後、行動計画策定指針で定め、10月頃お示しする予定です。

<ステップ2>

行動計画の策定、届出、社内周知、公表を行ってください

ステップ1の結果を踏まえて、女性の活躍推進に向けた**①行動計画の策定、②都道府県労働局への届出、③労働者への周知、④外部への公表**を行ってください。**①行動計画には、(a)計画期間 (b)数値目標 (c)取組内容 (d)取組の実施時期**を盛り込んでください。

★ 女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、来年2月頃厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、**行動計画の公表先**として、ぜひご活用ください！

(※) 行動計画を策定した旨の届出については、来年1月頃から受付を開始します。

(※) 労働者への周知方法、外部への公表方法については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

(※) 効果的な取組内容についても、今後、行動計画策定指針で定め、10月頃お示しする予定です。

<ステップ3>

自社の女性の活躍に関する情報を公表してください

優秀な人材の確保と企業の競争力向上につなげるため、**自社の女性の活躍に関する情報を公表**してください。

★ 女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、来年2月頃厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、**情報公表先**として、ぜひご活用ください！

(※) ①採用者に占める女性比率、②勤続年数の男女差、③労働時間の状況、④管理職に占める女性比率のほかの公表項目、公表方法については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

(※) 公表項目はそこから、適切であると考える項目を一つ以上選んで公表してください。

さらに！

女性活躍推進に関する認定取得を目指しましょう！

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、**厚生労働大臣の認定**を受けることができます。

(※) 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。

(※) 認定基準、認定マークについても、今後、厚生労働省令などで定め、10月頃にお示しする予定です。

また、10月頃お示しする予定の**行動計画策定指針**において、右に掲げる項目を中心とする女性の活躍推進のための**効果的な取組**を盛り込む予定ですので、女性の活躍推進に向けた取組の実施に当たり、ぜひご活用ください！

女性活躍推進法特集ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

検索！

女性活躍推進法特集ページ



今後お示しする予定の取組分野

- ◆ 女性の積極採用に関する取組
- ◆ 配置・育成・教育訓練に関する取組
- ◆ 継続就業に関する取組
- ◆ 長時間労働是正など働き方の改革に向けた取組
- ◆ 女性の積極登用・評価に関する取組
- ◆ 雇用形態や職種の転換に関する取組
- ◆ 女性の再雇用や中途採用に関する取組
- ◆ 性別役割分担意識の見直しなど職場風土改革に関する取組

☆ 女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）**をご覧ください。

★女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、パートタイム労働法についての問合せについては、群馬労働局雇用均等室までお気軽にどうぞ。

【受付時間 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)】

群馬労働局雇用均等室

〒371-8567 前橋市大手町2丁目3番1号

前橋地方合同庁舎8階

電話 (027)896-4739

FAX (027)896-2227

※庁舎移転により、平成27年9月24日から上記住所・連絡先に変更となりました。

